

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）による改正後の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

（退職手当審査会）

第十八条 内閣府に、退職手当審査会を置く。

2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

（退職手当審査会等への諮問）

第十九条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用す

る。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

- 7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

政令第百九十四号

退職手当審査会令

内閣は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、委員十人以内で組織する。

2 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるもの

とする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 審査会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百

十九号) 第八条第一項の規定により内閣官房に置かれる内閣参事官のうち、同令第九条第三項の規定により命を受けて審査会の庶務への協力に関する事務をつかさどるもの(同令第五条の二第一項の規定により内閣官房内閣人事局に置かれる人事政策統括官が同条第二項の規定により命を受けて審査会の庶務への協力に関する事務をつかさどる場合にあつては、当該人事政策統括官)の協力を得て処理する。

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

(退職手当審査会の委員に関する経過措置)

2 この政令の施行の日の前日において退職手当・恩給審査会の委員(退職手当分科会に属する者に限る。

）である者は、この政令の施行の日に、第二条の規定により退職手当審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百九十五号）附則第三条第一項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の退職手当・恩給審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

参 照 条 文

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

五十四の五 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十八条第二項に規定する事務

（設置）

第三十七条 （略）

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものと
し、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

退職手当審査会	国家公務員退職手当法
---------	------------

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

四十七 退職手当審査会の庶務に関すること。

（企画調整課の所掌事務）

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二十 退職手当審査会の庶務に関すること。

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条 （略）

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務

九 国家公務員の退職手当制度に関する事務

十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

○ 内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）（抄）

（人事政策統括官）

第五条の二 内閣人事局に、人事政策統括官二人を置く。

2 人事政策統括官は、命を受けて内閣人事局の事務の一部をつかさどる。

（内閣参事官）

第八条 内閣官房に、内閣参事官を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて、内閣官房の事務の一部をつかさどり、又は人事政策統括官のつかさどる職務を助ける。

第九条 (略)

3 内閣人事局に属する内閣参事官は、命を受けて、内閣人事局の事務の一部をつかさどり、又は人事政策統括官をつかさどる職務を助ける。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百九十五号）（抄）
附 則

（退職手当・恩給審査会令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の日の前日において退職手当・恩給審査会の委員である者の任期は、第三十三条の規定による改正前の退職手当・恩給審査会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2
(略)